

情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()	
各 連 結 法 人 分 に お け る 繰 上 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$	2		
	基 準 取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十二)付表「8」の合計)	3	外	
	法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	5	
		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	6	
		法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	
	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8		
	調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$	9		
	当期分の特別控除額 (8) - (9)	10		
	繰越税額控除限度超過額 (38)の計)	11		
	法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(29) \times \frac{(1)}{(22)}$	12	
		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	13	
	繰 上 算	個別帰属額基準額の残額 (13)又は(13)-(8)) - (別表六の二(九)「4」× $\frac{\text{別表六の二(九)「3」の内書}}{\text{別表六の二(九)「3」}}$)	14	
		法人税額基準額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15	
	当期繰越税額控除可能額 (11)と(15)のうち少ない金額)	16		
	調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39\text{の}\text{①})}{(30)} + (34) \times \frac{(39\text{の}\text{②})}{(31)}$	17		
	当期繰越税額控除額 (16) - (17)	18		
	当期分の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)	19		
各 連 結 法 人 分 の 合 計 額 の 繰 上 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「50の①」)	20	円	
	情報基盤強化基準を満たす各連結法人の個別所得金額の合計額 (当該取得連結法人の(1)の合計)	21		
	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (当該繰越連結法人の(1)の合計)	22		
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	23		
	当 期 法 人 分 の 合 計 額	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	24	
		当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	25	
	繰 上 算	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「52の②」)	26	
		当期分の特別控除額の合計額 (25) - (26)	27	
	繰 上 算	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	28	
		総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は(28)-(25)) - (各連結法人の別表六、各連結法人の別表六の二(九)「3」の内書の合計 の二(九)「4」の合計 × $\frac{\text{各連結法人の別表六の二(九)「3」の内書}}{\text{各連結法人の別表六の二(九)「3」}}$)	29	
	繰 上 算	繰越税額控除可能額の合計額	30	
		繰越税額控除可能額の合計額	31	
	繰 上 算	合 計	32	
		調整前連結税額超過構成額	33	
	繰 上 算	調整前連結税額超過構成額	34	
		合 計	35	
	当期分の特別控除額の合計額 (32) - (35)	36		
	法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36)	37		
	各 連 結 法 人 に お け る 繰 上 算	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額
平 平 ①		円	円	
平 平 ②				外 円
計			(16)	
当期分		(4)	(8)	外
合 計				

別表六の(二十二) 平二十三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十二)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が平成22年改正法附則第110条《連結法人が事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正前の措置法（以下「平成22年旧効力措置法」といいます。）第68条の15第2項又は第3項《情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 情報基盤強化設備等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- (3) 情報基盤強化設備等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

3 「基準取得価額の合計額（別表六の二(十二)付表「8」の合計）3」の外書には、平成22年改正前の措置法規則第20条の5の2第1項各号《情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除

の対象範囲》に掲げる情報基盤強化設備等（以下「情報基盤強化設備等」といいます。）に係る別表六の二(十二)付表の「差引改定取得価額7」の合計額を記載します。この場合に、平成22年改正措置法令附則第41条第1項《連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正前の措置法令第39条の45第1項《適用対象投資額の規模》に規定する投資額特例連結法人以外の連結法人については、別表六の二(十二)付表の「差引改定取得価額7」の金額の合計額（平成22年4月1日前に開始し、同日以後に終了する連結事業年度については、当該連結事業年度開始の日から平成22年3月31日までの期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の別表六の二(十二)付表の「差引改定取得価額7」の金額の合計額）は、200億円を限度とします。

4 「翌期繰越額40」の各欄の外書には、平成22年改正法附則第111条《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置》の規定により読み替えて適用される措置法第68条の15《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(十三)の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。